

質疑応答書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。	バンブーパワートレーディング合同会社です。 最終保障契約ではありません。
2		初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。	新電力に初めて切替する施設はありません。 自動検針装置は設置されております。
3		仕様書別紙2のエクセルデータをいただくことはできますか。	対応可能です。
4		各施設の現在の計量日を教えてください。	計量日は毎月1日です。
5		現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	問題ありません。
6		計量日はご使用期間末日の翌日0：00となりますのでご了承くださいませ。 (例:使用期間が 3/1 ～3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00)	問題ありません。
7		蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	問題ありません。
8		入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。 (小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など)。 ①基本料金 ②電力量料金	入札説明書9（3）エ注2ただし書きに記載のとおりです。
9		入札金額を算定するにあたり、力率は100%（力率割引を考慮する）でよろしいですか。100%以外の場合は、力率は何パーセントか、ご指示ください。	お見込みのとおりです。

10		契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	問題ありません。
11		1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。 「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」	対象施設はありません。
12		弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	電気料金の算定は、契約書第10条に記載のとおりです。
13		1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例:庁舎〇〇円、売店〇〇円等) ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	中野小学校 分担施設数は3施設 戸坂小学校 分担施設数は2施設 問題ありません。

14		弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、協議後、供給期間中は算定諸元を用いることは可能です。
15		供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
16		地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
17		契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
18		契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	現時点で、施設の閉鎖や移転の予定はありません。

19		電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または契約電力等を1年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	1年未満で契約を廃止する予定はありません。1年に満たないで契約を廃止する場合、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
20		契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	契約期間中の予定はありません。
21		弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
22		仕様書「事故・災害時の電力の確保」に関して、「電力供給側の事故や災害により当該契約施設への電力供給が停止した場合は、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること」とありますが、事故等により電気の供給が停止した場合は、小売り電気事業者ではなく、実際に送配電業務を担う中国電力ネットワーク株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。仕様書に関しては、上記のと通りの対応でご了解いただけますでしょうか。	問題ありません。
		開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	広島市ホームページで、落札金額を総額のみ公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行う予定はありません。

		入札説明書 1 1 (4)アの契約書提出時期について、「落札決定した日から5日以内の日」とありますが、弊社落札となった場合、事務処理等の関係で5日以内の提出は難しいですが、提出期限を延長いただくことは可能でしょうか。また提出は郵送提出でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。
		入札説明書 9 (3)ウ(エ)に関して、記載例では予定総額が小数点第2位までの表示となっておりますが、入札附属書での計算では月毎の端数計算が小数点以下端数切捨てとなっているため、小数点以下が発生いたしません。予定総額は小数点以下なしでの計算でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		再度入札3回となりますが、2回目以降辞退で郵送の場合、1回目の入札書及び入札附属書を提出するだけでよろしいでしょうか。 または2回目は入札書に「辞退」と記載して提出いたしますか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。